

## 第11回 安来市農業委員会議事録

令和3年5月21日 午後2時00分 第11回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君		

### 2. 欠席委員 19番 渡辺 和則君

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年5月21日 1日
日程第 3	議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第53号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 5	報第54号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 6	議第43号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第55号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	議第44号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 9	報第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第58号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 12	報第59号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 13	報第60号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第11回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第

11回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君  
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君  
19番 渡辺委員です。

議長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 5番 木戸委員、6番 杉原委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君  
日程第3 議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が30aに達しています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約3km 農機具は、トラクター1台、モア1台、ロールベアラー1台 家畜は、繁殖牛4頭を所有しています。労働力は本人1名及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約300m 農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約300m 農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約50m 農機具は、管理機1台、草刈機1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのこと。労働力は本人1名となり

ます。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 17番 吉村委員  
お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。■■■■

■■■■申請人、譲受人は約1丁3反の農地を  
所有しております、事務局の説明にありましたように家の畜産業に非常に意欲的に励んでおります。また、  
譲受人はこの地域の集落営農法人の構成員でございまして、この申請土地も含めて周囲の農地を約10丁歩  
ばかり管理しております。という事でございまして、今回の案件に問題はないと判断いたしております。以  
上です。

議 長：岡田 一夫君

2番と3番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸でございます。2番、3番の案件について、■■■■

■■■■  
■■■■収用により面積が狭くなった農地を隣接地と交換し、互いの利便性  
を向上させるための交換であります。■■■■申請地周辺は譲受人が所有する  
農地であり、権利取得後、一体的に耕作を行うため、周辺農地や集落営農等に悪影響を及ぼすことはありま  
せん。■■■■の土地について、申請地周辺は譲受人が所有する農地であり、権利取得後、一体的に耕作  
を行うため、周辺農地や集落営農等に悪影響を及ぼすことはございません。委員の皆様のご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。4番案件について説明させていただきます。譲渡人は以前、市外におられまして、なか  
なかこの土地の管理が出来ないことから、譲受人が数年前から管理しております。■■■■

■■■■先ほども言いましたが譲受人がすでに管理してお  
り、今後も引き続きやるという事で、■■■■で受けられます。今までの管理も滞りなく出来ているので、今後  
も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 報第53号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の市街化区域転用の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番の転用目的は店舗住宅です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 木戸委員をお願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第54号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による2アール未満農地転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。今まで議案の最後となっておりますが、このたびの届出につきましては、農地法第4条1項9号に規定されておりますため、今年度からはこのような順番で議題に載せていくことになりましたのでよろしくお願いいたします。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、2件です。1番の転用目的は牛舎、2番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第43号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、13ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が39件、36,470㎡、使用貸借権が11件、7,782㎡、全体で50件、総面積が44,252㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。議第43号について説明いたします。今月の利用集積計画は、番号1から5及び8から12が利用権設定でございます。番号10及び11の借り手が認定新規就農者審査会で令和3年2月22日に認定された新規就農者です。栽培品目はいちごでハウス栽培をされる予定でございます。また、番号6及び7が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第55号 農用地利用配分計画の許可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

19ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。20ページから27ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地25筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和3年4月19日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第44号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、29ページから34ページに掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課から説明します。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

議第44号について説明いたします。詳細は30ページからになります。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により、貸付あっせん申出書の提出がございましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。今月は1件ございます。申出者は干拓地内において既にニンニクを中心に営農をしております。今回の借入希望農地は、経営面積拡大のため干拓内の公社貸出農地について利用権設定をし、借り受けるものです。内容としましては、ニンニクを90アール栽培する計画となっております。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 武上農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 武上 隆雄君

7番 武上でございます。

中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出に関する報告をさせていただきます。今回の案件は、安来地区農業公社所有地3筆、続きでございますが、9,060㎡のあっせん申出であります。申出者は3月に借受人として適格と認められた経緯がございます。以前よりニンニクの栽培を中心として農業経営を意欲的に取り組んでおられます。今回の中海干拓地の貸付けあっせんの申請をされた案件でございます。この案件につきましては、5月12日、水曜日に永塚委員、事務局の原主幹と3名で現地を確認いたしました。現地は数年耕作されていない場所でございます。手を加えないと耕作できないと考えております。これをきちんと手入れしていただき有効に活用していただけるものと考え、農業振興対策委員会として本案件を適合者と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。参考までに分かればですが、非常に積極的に意欲的に栽培に取り組んでおられます。5年後の計画としてサフランを当初は球根を増殖するという事ですが、5年後の売り上げはその計算に含まれていますが、5アールほどで大体どのぐらい取れて、どのぐらいの単価があるものでしょうか。サフラン業界は分かりませんが、もし計画に載っていればお願いします。

農林振興課 奥野 嗣明君

32ページの営農計画の概ね5年後という数字しか把握が出来ておりません。サフラン自体は今の計画でいったら■■■■■という数字が記載されていますが、そこまでの金額でしかないのかなというところです。多分、特殊な作物なので、実際どうなるかというところは、はっきり把握が出来ておりません。今回の貸付の中では、サフランの作付はされないのではないかと思います。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

他に質問はございませんか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。36ページから38ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。40ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条第6項の規定による解約については、1件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第58号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

41ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。42ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、安来市長 田中武夫、担当部署 建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、防災・安全交付金事業 安来港飯島線道路改良工事で、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第59号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。44ページをご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第60号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので



報告するものです。46ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第11回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時35分)